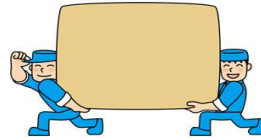


# 荷役作業中の安全対策に

## ご協力を!



神奈川県労働局

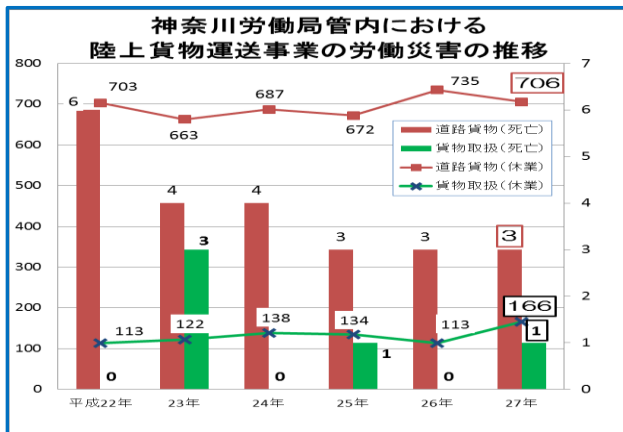
平成27年に神奈川県労働局管内で発生した休業4日以上労働災害は、**6,511件**となっており、昨年よりも**128件減少**しましたが、陸上貨物運送事業については、荷主先での荷役作業中の労働災害（以下「荷役災害」という。）や交通事故、過労死等により**5名**の尊い命が失われたほか、休業4日以上労働災害が前年よりも28件（+3.3%）増加したものとなっております。

陸上貨物運送事業では、荷主先においてコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積込み、積卸し作業（いわゆる「付帯作業」）での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、墜落・転落災害、転倒災害、荷物の飛来・落下や激突による災害等で被災しております。

このような荷役災害の多くは、荷主先における安全な設備対策もなく事前連絡も不十分な状況のまま荷役作業を行っていることが原因であり、このような荷役作業中の労働災害を、単に陸上貨物運送業者の取組のみならず、「**全業種**」の荷主企業に対し、安全な設備対策の構築と協力が求められております。

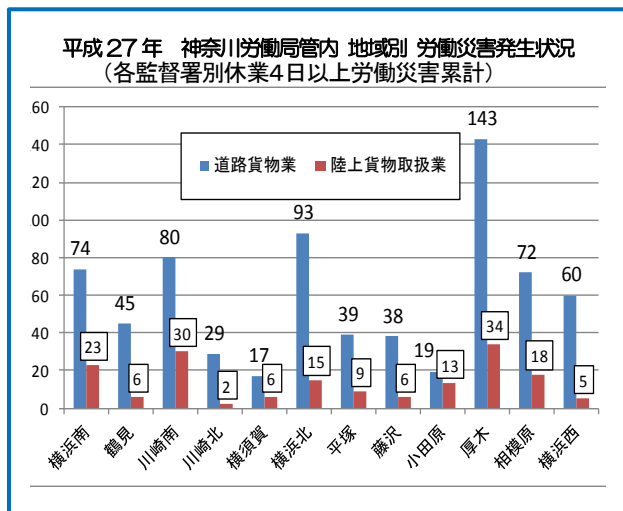
### 災害統計等

#### (1) 神奈川県労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



道路貨物運送業 (死亡117人 休業4日以上12,720人)			陸上貨物取扱業 (死亡7人 休業4日以上1,165人)		
1	大阪	1,081人 (8.5%)	1	神奈川	167人 (14.3%)
2	埼玉	949人 (7.5%)	2	千葉	138人 (11.8%)
3	東京	836人 (6.6%)	3	大阪	129人 (11.1%)
4	神奈川	709人 (5.6%)	4	埼玉	121人 (10.4%)
5	北海道	706人 (5.6%)	5	愛知	114人 (9.8%)

資料：平成27年発生労働者死傷病報告受理件数（死傷災害累計）



#### 災害発生状況から

- ・神奈川県労働局管内で発生している陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における労働災害は876件となっており、全国ワースト5位となっております。
- ・道路貨物運送業については、709件の労働災害が発生し全国ワースト4位となっており、陸上貨物取扱業についても167件発生し全国ワースト1位となっております。
- ・地域別にみると、主要な高速道路のインターチェンジや工業地域を有している地域ほど労働災害が多発する傾向にあります。



神奈川県労働局・労働基準監督署



## (2) 神奈川県労働局管内の陸上貨物運送事業で発生した死亡災害事例

10月 13時頃	道路貨物運送業 50～99名	トラック 交通事故(道路)	大型タンクローリーでガソリン等を運搬中、高速道路インターチェンジの料金所から本線に合流する緩やかな上り坂の左カーブで右側のガードレールに衝突して横転した。
10月 13時頃	道路貨物運送業 10～29名	クレーン 激突	トラックの荷台に金属製製品を4段に積み込む作業が終了し、固縛するため被災者が荷台に上がっていた。天井クレーンの操作者が床上で操作して走行させたところ、クレーンの一部が製品に接触して最上段の製品が落下し、被災者も床まで落ちた。
10月 13時頃	陸上貨物取扱業 10～29名	トラック はさまれ・巻き込まれ	コンテナトレーラーを後退させ作業台へ接続する作業を行う際、被災者がトレーラーと作業台にはさまれたもの。
10月 4時頃	道路貨物運送業 30～49名	トラック はさまれ・巻き込まれ	配送終了後、トラック後方の観音扉を閉める際に、停車させていたトラックが動き出し近くに停車していたトレーラーの連結部分に衝突した。その時、トラックのドアが閉まり、降車あるいは乗車しようとしていた被災者がドアと運転席にはさまれたもの。
7月 15時頃	道路貨物運送業 1～9名	起因物なし その他	海上コンテナのトレーラーを運転して仕事現場に来ることになっていた被災者が現れないため探していたところ、東京都内で当該車両の車内で死亡していた被災者が発見された。 長時間労働による身体的負荷が、持病に関連したとして労災認定された。

### 事業者や安全管理者、安全衛生推進者等の方々に理解してほしいこと

#### 荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がないままトラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在しながら荷役作業を行っている状況が確認されています。

#### 荷役災害はどのようなことが原因で発生しているのか？

トラックの荷台に荷物を積み込み・積卸す作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用して作業を行っておりますが、**労働安全衛生規則第151条の4**で選任が義務付けられている「**車両系荷役運搬機械等の作業指揮者**」や**第151条の70**で定められている「**積み込み・積卸しの作業指揮者**」が未選任であるもの。また、作業指揮者が選任されていても**作業指揮者に必要な安全教育**が行われないまま荷役作業を実施していることが原因となっています。

#### 安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者側と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、**労働安全衛生規則第151条の3**に基づき車両系荷役運搬機械等を安全に使用するため「**作業計画**」を作成し、**作業指揮者に作業計画に基づいた作業指揮を行わせることが大切です。**

#### 作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

- ・ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について（平成4年12月11日付け基発第650号）
- ・ 貨物自動車への積卸し作業等に対する安全教育について（昭和60年3月13日付け基発第133号）

#### ※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等（教育機関）については・・・

- ・ 前記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。

※ 神奈川県労働局管内では、**陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部**(電話 045-472-1818)において**平成28年7月16日、23日に実施されます。**（詳しくは、当協会のホームページ等をご覧ください。）